

第4回 特定複合観光施設区域整備推進本部 会合 議事録

日時：平成31年3月26日（火）8：11～8：17

場所：官邸4階大会議室

議事録

（石井IR担当大臣）

ただいまから、特定複合観光施設区域整備推進本部を開催いたします。まずは、IR担当大臣であります私から、IR整備法施行令案について、ご説明致します。

IR推進法におきましては、IR推進本部は必要な政令案を立案することとされております。そして、昨年7月に成立いたしまして、公布されたIR整備法において、政府は法公布後9か月以内にIR施設の基準・要件を定めなければならないとされております。

このため、昨年11月よりIR推進会議を開催をし、IR整備法施行令案の具体的内容について検討を深め、さらに本年もパブリックコメントを実施をし、与党でもご審議いただきました。

配布の資料1をご覧ください。IR整備法施行令案においては、1ページにありますようにIR施設の中核施設すなわち国際会議施設及び展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設の具体的な基準・要件をはじめ、2ページ目に記載しております専らカジノ行為の用に供される部分ゲーミング区域の床面積の上限、IR区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設、現金取引報告の対象となる取引の範囲などを定め、様々な懸念について万全の対策を講じつつ、国際競争力の高い滞在型観光の実現に資するものとなっております。

なお、IR整備法において政令で定めることとされております58項目のうち、この施行令案によって50項目を措置することになります。

この施行令案につきましては、先月1日から今月4日までパブリックコメントを実施いたしました。寄せられたご意見を検討した結果、本施行令案の変更は必要ないものと判断を致しました。

本日、IR推進本部のご了承を得て、IR整備法施行令案及び施行日政令案を閣議決定をし、中核施設の具体的な基準・要件は4月1日より施行したいと考えております。ご異議はございませんでしょうか。

ご異議がないようでありますので、IR整備法施行令案について、IR推進本部の了承を得たものといたします。引き続き、閣僚各位のご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

最後に、本部長である安倍内総理からの御挨拶の前にプレスを入室させます。

（プレス入室）

それでは、I R整備法施行令案の本部了承に当たりまして、本部長である安倍内閣総理大臣から御挨拶をお願いいたします。

(安倍内閣総理大臣御挨拶)

安倍内閣においては、昨年夏に成立したI R整備法に基づき、魅力ある日本型I Rを実現すべく、詳細な制度設計を進めてまいりました。

本日、石井I R担当大臣から説明のあった、I R整備法施行令案は、世界中から観光客を集める滞在型観光を実現するため、国際会議場など、I Rを構成する施設の基準・要件として、これまでにないスケールとクオリティを有するものであることを求めるとともに、世界最高水準のカジノ規制を具体化すべく、所要の規定を整備するものとなっています。

政府としては、今後も、I R整備法で定められたカジノ管理委員会の設置や、基本方針の策定に全力で取り組み、観光先進国の実現を目指してまいります。

引き続き、関係各位のご協力をお願いします。

(石井I R担当大臣)

ありがとうございました。プレスの方々は退室をお願いします。

(プレス退室)

ありがとうございました。第四回本部会合は、以上をもって終了いたします。

なお、本日の本部会合の概要につきましては、閣議後の記者会見において私から報告するとともに、事務方からI R整備法施行令案の内容について記者ブリーフィングを行います。

本日は大変ありがとうございました。